

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそなわざに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第

第十二条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 测定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する单位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な

水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用）で、普通交付税の算定に用いる

（運営の基本）
第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、平衡にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようしなければならない。（総務大臣の権限と責任）

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

一 每年度分として交付すべき交付税の総額を見積もること。
 二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に対する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受理し、これに対する決定をすること。

五 第十九条第七項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）に定める異議の申出を受理し、これに対する決定をすること。

六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。
 七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。

九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中には、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

6 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

7 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

8 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

9 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

10 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

11 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

12 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

13 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

14 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

15 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

16 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

17 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

18 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

19 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

20 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

21 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

22 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

23 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

24 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

25 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

26 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

27 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

28 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

29 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

30 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

31 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

32 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

33 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

34 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

35 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

36 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

37 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

38 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

39 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

40 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

41 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

42 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

43 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

44 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

45 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

46 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

47 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

48 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

49 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

50 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

51 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

52 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

53 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

54 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

55 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

56 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

57 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

58 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

59 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

60 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

61 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

62 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

63 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

64 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

65 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

66 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

67 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

68 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

69 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

70 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

71 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

72 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

73 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

74 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

二 地方団体の歳出額
イ 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
ロ 国庫支出金に基く経費の総額
ハ 地方債の利子及び元金償還金

(交付税の額の算定期日)

各地方団体に対する交付税の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対しても交付すべきであった交付税の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対しても交付すべきであつた交付税の額は、当該地方団体の区域又は境界変更に係る区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであつた交付税の額があん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対する交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額＝当該地方団体の基準財政需要額×（財源不足額の合算額／普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

第十二条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(基準財政需要額の算定方法)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

(測定単位及び単位費用)		地 方 團 體 種 類	經費の種類	測定単位
縣	道 府			
1	二	一 警察費	警察職員数	
3	2	河川費	河川の延長	
3	2	土木費	道路の面積	
3	2	道路橋りょう費	道路の面積	
3	2	港湾費	港湾における係留施設の延長	
3	2	教育費	漁港における係留施設の延長	
3	2	小学校費	漁港における外郭施設の延長	
3	2	中学校費	漁港における外郭施設の延長	
3	2	高等学校費	漁港における外郭施設の延長	
4	4	特別支援学校費	人口	
5	5	その他の教育費	人口	
5	4	厚生労働費	人口	
5	4	生活保護費	人口	
5	4	社会福祉費	人口	
5	4	衛生費	人口	
5	4	子ども子育て費	人口	
5	4	高齢者保健福祉費	人口	
6	6	労働費	人口	
6	5	産業経済費	人口	
6	5	農業費	人口	
6	5	林野行政費	人口	
6	5	水産行政費	人口	
6	5	商工行政費	人口	
6	5	総務費	人口	
6	5	徴税費	人口	
6	5	水産業者数	人口	
6	5	公有以外の林野の面積	人口	
6	5	公有林野の面積	人口	
6	5	農家数	人口	

二 地方団体の歳出額
イ 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
ロ 国庫支出金に基く経費の総額
ハ 地方債の利子及び元金償還金

			村 市 町												
4 3 公園費 都市計画費	2 港湾費	1 二 土木費 道路橋りよう費	一 消防費		九 地方税減収補填債 償還費	八 補正予算債償還費		七 3 2 恩給費 地域振興費 災害復旧費							
人口	人口	人口	人口	人口	額	額	額	恩給受給権者数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	
人口	人口	人口	人口	人口	平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額							

十 償還費 地方税減収補填債	九 補正予算債償還費	八 災害復旧費	七 地域振興費	三 農業経費	二 林野水産行政費	一 農業行政費	六 社会福祉費	五 保健衛生費	四 厚生費	三 生活保護費	二 高齢者保健福祉費	一 その他の教育費	中学校費	下水道費
額	額	額	額	農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	市部人口	人口	十八歳以下人口	六十歳以上人口	七十五歳以上人口	人口	学校費	その他の土木費

十一 財源対策債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において特別に起きたこととされた地方債の額
十二 減税補填債償還費	該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 臨時財政対策債償還費	個人の市町村民税による特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起きたこととされた地方債の額
十四 東日本大震災全額償還費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起きたこととされた地方債の額
十五 國緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十六 國土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十七 港湾における係留施設の延長	3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。
十八 港湾における外郭施設の延長	測定単位の数値の算定の基礎
十九 港湾における係留施設の延長	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で、人口及び面積とする。
二十 港湾における外郭施設の延長	測定単位の数値の算定の基礎
二十一 都市計画区域における人口	二 人口面積
二十二 都市公園の面積	三 警察職員数
二十三 小学校の教職員数	四 道路の面積
二十四 小学校の児童数	五 道路の延長
二十五 小学校の学級数	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長
二十六 小学校の学校数	人ルート・メロキルト・メ方平千人ルート・メロキ方平人位単示表

六 河川の延長	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長
七 港湾における係留施設の延長	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの
八 港湾における外郭施設の延長	港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物処理施設のうち廃棄物埋立護岸を含む。）の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの
九 港湾における漁港における係留施設の延長	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの
十 港湾における外郭施設の延長	漁港台帳に記載されている外郭施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの
十一 都市計画区域における人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域に係るもの
十二 都市公園の面積	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積
十三 小学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教職員に係る当該道府県の定数
十四 小学校の児童数	最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数
十五 小学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数
十六 小学校の学校数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数
校級学人ルート・メロキルト・メ方平千人ルート・メルト・メルト・メルト・メルト・メロキ	

十七 中学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	
十八 中学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	
十九 中学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	
二十 中学校の学校数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	
二十一 高等学校の教職員数	道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を除く。）	
二十二 高等学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程又は定時制の課程に在学する生徒の数	
二十三 特別支援学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の高等部の教職員に係る当該道府県の定数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学（当該道府県が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十条	
二十四 特別支援学校の学級数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学（当該道府県が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十条	
二十五 高等専門学校及び大学の学生の数	八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。）の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数	

人	級	学	人	級	学	人	級	学	人	級	学	人	級	学	人	
二十八 市部人口	三十	六十五歳以上人口	三十一	七十五歳以上人口	三十二	農家数	三十三	公有以外の林野の面積	三十四	公有林野の面積	三十五	水産業者数	三十六	林業及び水産業の従業者数	三十七	戸籍数
二十九 十八歳以下人口	二十九	十八歳以下人口	三十	六十五歳以上人口	三十	六十五歳以上人口	三十一	七十五歳以上人口	三十二	農家数	三十三	公有以外の林野の面積	三十四	公有林野の面積	三十五	水産業者数
三十七 戸籍数	三十八 世帯数	三十九 恩給受給権者数	四十	最新の農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	四十	最新の農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	四十	最新の漁業センサスの結果による当該道府県の水産業者数	四十	最新の漁業センサスの結果による当該道府県の水産業者数	四十	最新の国勢調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	四十	最新の国勢調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	四十	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数
四十一 戸籍簿に蓄積された戸籍の数	四十二 最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業及び水産業の従業者数	四十三 恩給法	四十四 最近の漁業センサスの結果による当該道府県の水産業者数	四十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学校数	四十六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の生徒数	四十七 中学校の教職員数	四十八 中学校の生徒数	四十九 中学校の学級数	五十 中学校の学校数	五十一 中学校の教職員数	五十二 中学校の生徒数	五十三 中学校の学級数	五十四 中学校の学校数	五十五 中学校の教職員数	五十六 中学校の生徒数	
五十七 中学校の学級数	五十八 中学校の学校数	五十九 中学校の教職員数	六十 中学校の生徒数	六十一 中学校の学級数	六十二 中学校の学校数	六十三 中学校の教職員数	六十四 中学校の生徒数	六十五 中学校の学級数	六十六 中学校の学校数	六十七 中学校の教職員数	六十八 中学校の生徒数	六十九 中学校の学級数	七十 中学校の学校数	七十一 中学校の教職員数	七十二 中学校の生徒数	

四十 災害復旧事業費の財源について
充てるため発行に於いて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国が行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。)の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。)の当該年度における元利償還金((6)に掲げるものを除く。)

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。)の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国が行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金

四十一 辺地対策事業費の財源について
充てるため発行に於いて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

四十二 平成四年度から平成十年度までの各年度において国が行う事業に係る負担金に充てるため平成四年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された

円千円千円千
補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金四十三 平成十六年度から令和五年度までの各年度において国庫の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

四千 四千

四十五 平成十 三年度から令和 五年度までの各 年度の財源対策 のため当該各年 度において発行 について同意又 は許可を得た地 方債の額

一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額

四十六 個人の 道府県民税又は 市町村民税に係 る特別減税等に による平成六年度 から平成八年度 まで及び平成十 六年度から平成 十八年度までの各 年度の減収を 補填するため當 該各年度において 特に起こす ことができるこ ととされた地方 債の額

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百一十一号）以下この号において「地方税法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額 (2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額 (3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額 (4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年から令和四年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額 (1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十年度から平成二十七年度までの間ににおいて実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額 (2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。） (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

円 千	円 千
-----	-----

円 千

円 千

四十九 令和元 年から令和五 年までの各年 度において國土 強靭化施策に要 する費用に充て るために發行に ついて同意又は許 可を得た地方債 の額	四十八 平成二 十五年度から令 和五年度までの各 年度において東 日本大震災全 國緊急防災施 策に要する費用 に充てるため發 行について同意 又は許可を得た 地方債の額
------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならぬ。	の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすこととされた地方債の額
(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすこととされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすこととされた地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすこととされた地方債の額	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすこととされた地方債の額

の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正(以下「種別補正」という。)は、当該測定単位の種別ごとの数値で、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて得た数を当該率を用いないで算定した

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正(以下「段階補正」という。)は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る

係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定するものとする。

二 前項第二号の補正(以下「密度補正」という。)は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの(以下この号において「人口密度等」という。)の増減に応じて通減し、又は通増するものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正(以下「態容補正」という。)は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に係るものにあっては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値(当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値)に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正(以下「寒冷補正」という。)は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞ

れその割高となる度合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値(当該地域における測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口)に乗じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

測定単位	経費の種類	地方団体の種類	県道府	
			一 警察費	二 土木費
	警察職員数	段階補正	道路の面積	道路の延長
	警備費	段階補正及び密度補正	河川費	河川の延長
	河川費	密度補正	港湾費	港湾における係留施設の延長
	港湾費	密度補正	その他の土木	漁港における外郭施設の延長
	その他の土木	密度補正	教育費	道路の延長
	教育費	密度補正	小学校費	河川の延長
	小学校費	密度補正	中学校費	港湾における係留施設の延長
	中学校費	密度補正	高等学校費	漁港における外郭施設の延長
	高等学校費	密度補正	特別支援学校	その他の土木
	特別支援学校	密度補正	教職員数	教職員数
	教職員数	密度補正	教職員数	教職員数
	教職員数	密度補正	生徒数	生徒数
	生徒数	密度補正	学級数	学級数
	学級数	密度補正	人口	人口
	人口	密度補正	私立の学校の児童、児童及び生徒の数	私立の学校の児童、児童及び生徒の数
	私立の学校の児童、児童及び生徒の数	密度補正	高等学校及び大学の学生の数	高等学校及び大学の学生の数
	高等学校及び大学の学生の数	密度補正	市町村部人口	市町村部人口
	市町村部人口	密度補正	人口	人口
	人口	密度補正	十八歳以下人口	十八歳以下人口
	十八歳以下人口	密度補正	六十歳以上人口	六十歳以上人口
	六十歳以上人口	密度補正		

市町村											
一 費 二 道路橋りょう 土木費 消防費						二 費 1 港湾費					
3 費 2 行政費			1 費 6 農業行政費			4 費 4 その他の教育			3 費 3 都市計画費		
商工行政費	林野水産行政	高齢者保健福 祉費	清掃費	産業経済費	農業行政費	こども子育て 保健衛生費	厚生費	生活保護費	社会福祉費	高等学校費	中学校費
人口	林業及び水産業の従業者数	農家数	人口	人口	人口	六十五歳以上人口	十八歳以下人口	市部人口	人口	生徒数	児童数
										学級数	生徒数
										教職員数	学級数

段階補正、密度補正及び 段階補正	種別補正、 密度補正及 び密度補正
段階補正及び密度補正、 密度補正及び寒冷補正	種別補正及 び寒冷補正
段階補正、密度補正及 び密度補正	種別補正、 密度補正及 び寒冷補正
段階補正、密度補正及 び密度補正	種別補正及 び寒冷補正
段階補正及び密度補正	種別補正、 密度補正及 び密度補正

1 総務費	2 戸籍住民基本台帳費	3 地域振興費	4 人口	5 世帯数	6 戸籍世帯数	7 災害復旧費	8 段階補正及び密度補正及び態容補正	9 段階補正、密度補正及び態容補正	10 段階補正、密度補正及び密度補正及び態容補正	11 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	12 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	13 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	14 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正
六 徴稅費	七 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	八 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	九 段階補正、密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十 段階補正、密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十一 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十二 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十三 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十四 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十五 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十六 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十七 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十八 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十九 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正
一 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。	二 戸籍住民基本台帳費	三 地域振興費	四 人口	五 世帯数	六 戸籍世帯数	七 災害復旧費	八 段階補正及び密度補正及び態容補正	九 段階補正、密度補正及び態容補正	十 段階補正、密度補正及び密度補正及び態容補正	十一 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十二 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十三 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正	十四 段階補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正及び密度補正
三 東日本大震災全国緊急防災策等債償還費	四 國土強靭化施策債償還費	五 地域振興費	六 戸籍世帯数	七 人口	八 世帯数	九 世帯数	十 世帯数	十一 世帯数	十二 世帯数	十三 世帯数	十四 世帯数	十五 世帯数	十六 世帯数
十 三 東日本大震災全国緊急防災策等債償還費	十 四 國土強靭化施策債償還費	十一 減税補填債	十二 臨時財政対策債償還費	十三 減税補填債	十四 地域振興費	十五 減税補填債	十六 地域振興費	十七 減税補填債	十八 地域振興費	十九 減税補填債	二十 地域振興費	二十一 減税補填債	二十二 地域振興費
一 平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	二 令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	三 平成二十六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができるることとされた地方債の額	四 平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	五 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	六 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	七 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	八 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	九 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	十 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	十一 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	十二 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	十三 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額	十四 平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため平成十六年度から令和元年度までの各年度に起きたこととされた地方債の額

**段階補正、密度補正及び
段階補正、密度補正及
び態容補正**

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。

7 段階補正、密度補正、熊容補正及び寒冷補正のうち「以上」を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて「一」の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。

8 積容補正を行ふ場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めることにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めることにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

(法定外普通税を除く。)の収入見込額(利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税と当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る配当割に係る交付金(以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業税の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金(以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業税に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第二百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金(以下「環境性能割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額とし、当該道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の合算額、市町村交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村からつては基準税率をもつて算定した当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村からつては基準税率をもつて算定した当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村

県府道	類種の体団方地
一 道府県民税	収入の項目
	基準税額等の算定の基礎

2 金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額とする。

3 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第十項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

4 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

十二 特別法人事業 業譲与税	前年度の特別法人事業譲与税の譲与額
十三 地方揮発油 譲与税	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十四 石油ガス譲 与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十五 自動車重量 譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
十六 航空機燃料 譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
十七 森林環境譲 与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
十八 都道府県交 付金	前年度の都道府県交付金の交付額
一 市町村民税	前年度の市町村民税の交付額
二 固定資産税	前年度の固定資産税の交付額
三 土地 家屋 償却資産	前年度の土地・家屋・償却資産の課税標準額
四 軽自動車税 環境性能割 種別割 市町村たばこ 税 鉱産税	前年度の軽自動車税等の種別別の合計額
五 鉱物の生産量及び山元価格	前年度の鉱物の生産量及び山元価格

六 特別土地保 有税	前年度における特別土地保有税の課税標準額
七 事業所税	前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事業所を有する法人の新設によるもの）
八 利子割交付金	前年度の利子割交付金の交付額
九 配当割交付金	前年度の配当割交付金の交付額
十 株式等譲渡所得 得割交付金	前年度の株式等譲渡所得得割交付金の交付額
十一 法人事業税 交付金	前年度の法人事業税の交付額
十二 地方消費税 交付金	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人の事業税交付金の交付額
十三 ゴルフ場利用 税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用率
十四 軽油引取税 交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用率
十五 環境性能割 交付金	前年度の環境性能割交付金の交付額
十六 地方揮発油 譲与税	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十七 特別とん謙 譲与税	前年度の特別とん謙譲与税の譲与額
十八 石油ガス譲 与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十九 自動車重量 譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
二十 航空機燃料 譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
二十一 森林環境 譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
二十二 市町村交 付金	前年度の市町村交付金の交付額
（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例） 第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかった場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第一百九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地	前年度における市町村長に通知した固定資産の価格

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区（同法第八条の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。）の区域内における家屋又は土地

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた灾害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

交付時	交付時期ごとに交付すべき額	期	四月及び六月	九月	十一月	一二月	三月
	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額						
	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額						
	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額						
	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額						
	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額						

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月一日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(市町村交付税の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十七条の二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に對し交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つているように努めなければならない。

(国税に関する書類の閲覧又は記録)

第十七条の二二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(交付税の額の算定に用いた資料に関する検査)

第十七条の三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に關し、検査を行わなければならぬ。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村（前項の政令で定める市町村を除く。）について、交付税の額の算定に用いた資料に關し検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に關し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に處理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額の算定に関する審査の申立て)

第十八条 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合において、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを發見した場合（当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（次項において「交付年度」という。）以降五箇年度内に發見した場合に限る。）で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを發見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額

をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであるた普通交付税の額をこえるときは、当該超額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならぬ。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不當に交付税の交付を受けた場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けたべきであった額を超過する部分（「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。）については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならぬ。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

（交付税の額の減額等の意見の聴取）

第二十条 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（関係行政機関の勧告等）

第二十条の二 関係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つてゐるために、その地方行政

の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、総務大臣に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。

5 前項の規定により減額し、又は返還せる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

（減額し、又は返還された交付税の額の措置）

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

（都の特例）

第二十一条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

（端数計算）

第二十二条 每年度分として交付すべき交付税の総額又は各地方団体に対して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に対して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

1 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

2 第十七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようとするとき。

3 第十九条第八項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。

4 第十八条第二項の規定により地方団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。

5 第十九条第四項の規定により交付税を返還させようとするとき。

6 第十九条第八項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。

7 第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとするとき。

8 第二十条の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還させようとするとするとき。

(事務の区分)

第二十四条 第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段（これらの規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号に規定する法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

(関係法律の廃止) 第二条 地方配付税法（昭和二十三年法律第百十一号）及び地方配付税配付金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）は、廃止する。

(交付税の総額についての特例措置) 第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(令和六年度分の交付税の総額の特例) 第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項及び第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。

二 第六条第二項の規定により算定した額二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第一号）第一条の規定による改正前的地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額二十八兆九百二十二億九千五百四十万八千円

三 令和六年度における借入金の額に相当する額一千円四 令和五年度における借入金の額に相当する額二二八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円五 令和六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額一千九百六十五億円六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額二千四百六十億七千七百八万二千円七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定について

2 ては、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第一項に規定する合算額から減額することとされており、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額を加算した額を減額する。（令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和七年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める額を加算した額とする。

年度	金額			
	令和七年度	令和八年度	令和九年度	令和十年度
令和十一年度	七百七十五億円	五百三十五億円	五百四十八億円	五百九十九億円
令和十二年度	九百六十一億円	九百六十一億円	九百六十一億円	九百六十一億円
令和十三年度	三億円	三億円	三億円	三億円
令和十四年度				

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和七年度及び令和八年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千二百十九億千三百八十万二千円を、令和十三年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和七年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち八百九十八億三百四十四万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百十一億八百七十八万二千円について、令和七年度及び令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三 令和七年度において地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るために必要な額及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定に

より届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。) の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四四七号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

第五条 当分の間、各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
一 地域改善対策特定事業債等償還費	地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
二 過疎地域の持続的発展等のための事業債等のための地方債	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
三 公害防止事業債償還費	公害防止事業費の財源に充てるための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
五 地震対策緊急整備事業債償還費	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
六 被災者生活再建支援法人への拠出のための地方債償還費	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
七 合併特例債償還費	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千
八 原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費	原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	円 千

測定単位の種類

測定単位の算定の基礎

測定単位の算定の基礎	測定単位の算定の基礎
一 地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

測定単位の算定の基礎	測定単位の算定の基礎	測定単位の算定の基礎	測定単位の算定の基礎	測定単位の算定の基礎
一 地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
二 過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
三 公害防止事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	公害防止事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	公害防止事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	公害防止事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	公害防止事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
六 被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
七 合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を行つて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
八 原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費	原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費	原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費	原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費	原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費

八 原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債による原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第二百四十八号)第八条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	円 千
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

第五条の二		当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。					
地方団体の種類	経費の種類	測定単位		単位費用			
道府県	地域の元気創造事業費	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
市町村	地域の元気創造事業費	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	表示単位
人口減少等特別対策事業費	人口	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
道府県	人口減少等特別対策事業費	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
市町村	人口減少等特別対策事業費	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
道府県	人口減少等特別対策事業費	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	人口減少等特別対策事業費	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
第五条の四	当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	
人口	(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)	人口	人口	円	一人につき 九五〇	一人につき 二、五三〇	

道府県	市町村	地域社会再生事業費	人口	一人につき	一、九五〇
		地域社会再生事業費	人口	一人につき	一、九五〇
人口	測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
測定単位	人口	(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)	第六条 令和六年度及び令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。	一 人につき 一、九五〇	
測定単位	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
市町村	道府県	地域デジタル社会推進費	人口	円 一人につき	
人口	地域デジタル社会推進費	人口	円 一人につき	五二〇	
人	測定単位の数値の算定の基礎	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	表示単位		

人口
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「控除額」という。）を控除した額とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除した額とする。）とする。

(令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額

第五条の四 地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入
当分の間、各地方団体に対し交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

二 二千百四十四億八千七百七十九万九千円に当該市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したもの
五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

六 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の四 当分の間、各地方団体に対し交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

（分離課税所得割交付金の基準財政収入額への算入）

第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金（以下この条において「分離課税所得割交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

（個人の道府県民税の所得割による基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の二 当分の間、指定都市を包括する各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額の百分の二十五に相当する額を加算した額の百分の二十五に相当する額を控除した額を加算した額とする。

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（平成二十九年法律第二号。附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法等」という。）第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法第三項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法第三項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

四 当分の間、各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百四十四条の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法第三百四十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和六年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の見込額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百八十二号）

口 平成二十二年法律第二十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十四年法律第二十号、平成二十三年法律第九十六号、平成一十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年度地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準税額等の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん議と税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあってはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらとの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあってはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらとの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た額として総務省令の定めるところにより算定した額とする。）のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額があるときは、認める当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例)

第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税に係る同表の基準税額等は算定しないものとする。

口 平成二十二年法律第二十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政收入額の算定方法その他の普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政收入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎によることができず又は適當でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十二条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入すべき交付税の額から返還金等の額をいう。以下この条において同じ。）及び令和六年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等)

第十二条 令和六年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和六年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和六年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額及び同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額(附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一條に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表

四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度にあつては「から附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第一号)第一条の規定による改正前の

地方交付税法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和六年度及び令和七年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであった震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきである。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額を超えるときは当該超える額(次項及び第三項において「超過交付額」という。)を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならぬ。

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させることは、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならぬ。規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「附則第十五条第四項において準用する場合を含む。」の規定により第二十条第二項(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)とする。

附則 (昭和二六年四月五日法律第一三三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年四月一八日法律第一〇六号) 抄

1 この法律は、法施行の日から施行する。

附則 (昭和二六年一一月二九日法律第二七〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年六月二日法律第一六三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年六月三日法律第一六六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

附則 (昭和二七年七月三一日法律第二六二号) 抄

1 この法律は、自治府設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

附則 (昭和二七年五月二三日法律第一四七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年七月三一日法律第二六二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二八年八月一四日法律第二〇九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

附則 (昭和二九年五月一五日法律第一〇一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三一年五月一二日法律第一〇〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三一年八月四日法律第一一二三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和三一年六月一一日法律第一四八号) 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。

1	附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三号）抄	1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。
附 則（昭和三二年五月二七日法律第一三〇号）抄	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年度分以前の地方財政平衛交付金について、昭和三十二年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。	
附 則（昭和三三年五月一日法律第一一七号）抄	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。	
附 則（昭和三四年四月一日法律第九七号）抄	改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十二年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。	
附 則（昭和三四年四月一一日法律第六七号）抄	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。	
附 則（昭和三四年一二月二三日法律第二〇一号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。	
附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。	
附 則（昭和三五年四月三〇日法律第六七号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。	
附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。	
附 則（昭和三六年四月三〇日法律第七四号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和三五年七月一日法律第一一五号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和三六年六月八日法律第一一一号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和三七年三月三一日法律第五一号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。	
附 則（昭和三七年三月三一日法律第五一号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。	
附 則（昭和三七年三月三一日法律第五一号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。	
附 則（昭和三七年三月三一日法律第五一号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三七年三月三一日から施行する。	
附 則（昭和三八年四月一日法律第四九号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則（昭和三八年四月一日法律第八〇号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。	
附 則（昭和三八年四月一日法律第八〇号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三八年十月一日から施行する。ただし、第三十七条の二、第五十三条、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十三条の四から第七十三条の七まで、第七十三条の二十七、第七十三条の二十七の三、第七十三条の二十七の五、第七十三条の二十八、第七十九条、第九十八条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十九条、第二百七十八条、第二百九十七条、第三百四十四条の七、第三百二十一一条の人、第三百四十二条第十二号及び第十三号、第三百四十三条、第三百四十八条、第三百四十九条の三、第三百五十二条、第三百八十二条、第三百八十三条、第三百八十六条、第四百六十五条、第四百九十九条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百三十六条、第五百三十七条、第五百六十七条、第五百六十八条、第六百八十九条、第六百八十九条、第七百条の三十三、第七百条の三十四、第七百一条の十二、第七百一条の十三、第七百十三条の三、第七百二十二条並びに第七百二十二条の改正規定、第七十三条の二の改正規定（第七十三条の二第一項後段に関する部分を除く。）、第七百二条の改正規定（「第三項」の下に	

〔及び第八項〕を加える部分に限る。)、第七百三条の三の次に一条を加える改正規定、附則の改
正規定(附則第十四項に関する部分を除く。)並びに附則第十条から附則第十四条まで、附則第
十六条から附則第二十条まで、附則第二十二条から附則第二十五条まで及び附則第三十条の規定
は公布の日から、狩獵者税に関する改正規定(狩獵者税を狩獵免許税に改める部分に限る。)、第
二百三十六条及び第二百三十七条の改正規定(狩獵者税を狩獵免許税に改める部分を除く。)、入
獵税に関する改正規定並びに附則第十五条、附則第二十一条、附則第二十九条及び附則第三十二
条の規定は狩獵法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二十三号)の施行の日から、第三
百四十二条第四号、第四百四十二条、第四百四十二条の二及び第四百四十四条の改正規定並びに
附則第三十三条及び附則第三十四条の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和三十八
年法律第一百四十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三八年六月七日法律第九六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項の規定は、昭和三十八年度分の地方交
付税から適用する。

附 則 (昭和三九年三月三一日法律第二九号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税に
関する改正規定は同年七月一日から、第二条並びに附則第三条、第十条、第二十二条、第二十五
条、第二十七条及び第二十八条の規定は昭和四十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 2 第二十八条前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第二項の規定は、昭和四十年度分の
地方交付税から適用し、昭和三十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

- 1 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

(施行期日)

- 1 附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三五号) 抄

- 1 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 2 第十三条前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十年度分的地
方交付税から適用する。

(施行期日)

- 1 附 則 (昭和四〇年四月一〇日法律第一六八号) 抄

- 1 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 2 第一条 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

(施行期日)

- 1 附 則 (昭和四〇年一二月一九日法律第一五七号) 抄

- 1 第一条 この法律は、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

(施行期日)

- 1 附 則 (昭和四一年三月三一日法律第四〇号) 抄

- 1 第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 2 第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

- 2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度
分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四年四月二八日法律第六〇号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四年六月三〇日法律第四五号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四年三月三〇日法律第四号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、百四十三条の五並びに第四百八十九条第一項及び
第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税
に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項の規
定は、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四年四月三〇日法律第三一号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四年六月一五日法律第一〇一号) 抄

- 1 この法律(第一条は除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四年四月九日法律第一六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四年六月七日法律第三九号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四年七月一〇日法律第六〇号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四年三月二七日法律第四号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四年四月一一日法律第一三号) 抄

- 1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四年四月二四日法律第三一号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改
正する法律(昭和四五年法律第五十一号)の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定は租税
特別措置法の一部を改正する法律(昭和四五年法律第三十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四五五年五月一三日法律第五一号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 附 則 (昭和四六年二月一三日法律第一号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 2 第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

- 1 第二十条

附 則（昭和四六年三月三一日法律第二四号）

この法律は、公布の日から施行する。
改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第九項、第十四条第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和四十六年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類

土地開発基金費	測定単位
人口	単位費用
一人につき 一、〇〇〇	円
〇〇	錢

4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口にて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和四六年五月二六日法律第七〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の自動車重量譲与税から適用する。

附 則（昭和四七年五月一一日法律第一二五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二六日法律第二三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

附 則（昭和四七年五月一一日法律第一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の自動車重量譲与税から適用する。

附 則（昭和四八年四月二六日法律第二三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第一百十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第一百四十四条の四、第一百四十四条の五第一項、第一百二十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第一百四十九条、第一百五十条第三項及び第一百五十一條第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年六月一六日法律第三四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和四八年一二月二四日法律第一二三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正)

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第二項及び第十四条の一の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。

附 則（昭和四九年五月一六日法律第六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。
改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十

項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。
市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）は、廃止する。

附 則（昭和四九年一月一三日法律第一一〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。
改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十

附 則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正)

第二十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十年度に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項

中

1 この法律は、昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）

1 一 十 事業所税 前年度における事業所税の課税標準額

— — — 事業とあらわすのとは、

— — — 所税 業者給与総額並びに新增設事業所床面積

— — — とする。

附 則（昭和五〇年七月四日法律第五二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年度分の地方交付税から適用する。

昭和五十年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十二条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の

人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参考して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附 則（昭和五〇年一一月一二日法律第七七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月一七日法律第八四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和五一年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第二十三条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

付 税

附 則（昭和五一年五月一五日法律第二〇号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和五一年五月一五日法律第二〇号）抄

第二十条の三、第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、同法第六条第二項に規定する当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、昭和五十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかるわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

付 税

附 則（昭和五一年五月一五日法律第二〇号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和五一年五月一五日法律第二〇号）抄

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

3 地方交付税法第六条の二の規定の適用については、昭和五十七年度に限り、同条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額から昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金との差額の百分の六に相当する額を控除した額」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」とする。

附 則（昭和五八年五月一六日法律第三六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十八年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十八年度に限り、新法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八百二十六号）附則第七項」とする。

3 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第三条第一項の規定は、昭和五十六年度分に係る同項に規定する基準税額のうち算定過少又は算定过大と認められる額については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「当該税目による前年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課税にあつては当該税目による昭和五十六年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては当該税目による同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の七十五に相当する額を控除した額」とあるのは「昭和五十六年度又は昭和五十七年度（政令への委任）」とあるのは「昭和五十八年度」とする。

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和五九年二月二八日法律第二号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年五月二三日法律第三七号）抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月三一日法律第四四号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、次項及び附則第四項に定めるものを除き、昭和六十年度分の地方交付税から適用する。

3 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、昭和六十一年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和六一年五月一五日法律第四八号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和六一年一月二八日法律第八六号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

附 則（昭和六一年一月四日法律第九四号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十九条前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第十三条第二項の規定によりなりなが効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

附 則（昭和六一年三月三一日法律第二二号）抄
(施行期日等)

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和六二年九月二二日法律第九四号）抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定、第十五条の四第一項第一号、第十七条の四第一項第一号及び第二十条の四の二の改正規定、第二十三条第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号、第七号及び第八号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項、第二十四条、第二十四条

の五第一項及び第二十五条第一項の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第十六条、第二十七条、第三十二条及び第三十四条第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条改定、第三十六条第二項並びに第三十七条の一の改正規定、第三十七条の三を削る改正規定、第四十五条の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第四十七条第一項の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三条第一項」を「、第五十三条の二から第十六条第一項又は第六十三条の二第一項」に改める部分を除く。）、第五十三条の二を削る改正規定、第六十二条第一項及び第六十四条の改正規定、第六十五条の次に一条を加える改正規定、第二章第一節に一款を加える改正規定、第七十二条の三第一項第四号を「、第五十三条第一項」に改める部分を除く。）、第五十三条の二から第十五条第一項及び第六十四条の二第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条の三第一項並びに第三百四十四条の八を削る改正規定、第三百七十七条の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項の改正規定、第三百七十七条の六に一項を加える改正規定、第三百七十七条の六に一項を加える改正規定、第三百七十七条の七第一項の改正規定、第三百二十一條の八の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」を「、第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」に改め部分を除く。）、第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の九第一項、第三百二十一條の十から第三百二十一條の十三まで、第三百二十四條第一項、第三百二十六條、第七百三十四条第二項及び第三項、第七百三十六條第三項、附則第六条並びに第八条から第八条の三までの改正規定、附則第三十三条の二の改正規定（同条第三項第二号の改正規定を除く。）、附則第三十三条の三の改正規定、附則第三十三条の三の次に一条を加える改正規定、附則第三十四条から第三十五条までの改正規定並びに附則第三十五条の四に一項を加える改正規定並びに次条の規定、附則第四条第二項、第五项及び第六項の規定（新法第三十二条第一項、第三百二十六條、第七百三十四条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、附則第四条第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五条第二項の規定、附則第六条第二項、第五项及び第六項の規定（新法第三百三十三条第十一項、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六条第七項、第九項及び第十項、第七条、第十一条並びに第十二条の規定昭和六十三年四月一日（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

— 4 利子割 — 前年度の利子割の課税標準等の額

— 4 利子割 — 前年度の利子割交付金の交付額

— 4 利子割 — 当該年度の利子割の課税標準等の額として自治大臣が定める額

と、同表市町村の項中

— 4 利子割 — 前年度の利子割交付金の交付額

— 4 利子割 — 当該年度の利子割交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

とする。

十一 利子割交付金 — 当該年度の利子割交付金の交付見込額として自治大臣が定め

道府県	地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 税	旧道府県たばこ消費税	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数
二 旧娛樂施設利用税	當該道府県ににおける利用物件数		

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二十一条 第二十二条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」とあるのは、「昭和六十三年三月一日から昭和六十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われた製造たばこの課税標準たる本数」とする。

第二十二条 昭和六十四年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第二十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率（同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。）をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税（旧法第七十四条の二に規定する道府県たばこ消費税をいう。以下同じ。）、旧娛樂施設利用税（旧法第七十五条第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下同じ。）及び旧料理飲食等消費税（旧法第一百三十三条第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額（ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娛樂施設利用税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娛樂施設利用税の収入見込額から旧法第一百十二条の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされる旧娛樂施設利用税に係る交付金（以下「旧娛樂施設利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。）の合算額を、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村たばこ消費税（旧法第四百六十五条第一項に規定する市町村たばこ消費税をいう。以下同じ。）、旧電気税（旧法第四百八十六条第二項に規定する電気税をいう。以下同じ。）、旧ガス税（旧法第四百八十六条第二項に規定するガス税をいう。以下同じ。）及び旧木材引取税（旧法第五百五十一条第一項に規定する木材引取税をいう。以下同じ。）の収入見込額並びに当該市町村の旧娛樂施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額の合算額を計算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

市町村	三 旧料理飲食等消費税 税 二 旧電気税 三 旧ガス税 四 旧木材引取税 五 旧娯楽施設利用税交 付金	料 球店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額 前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額 前年度中ににおいて納入され、又は納付された旧電気税額 前年度中ににおいて納入され、又は納付された旧ガス税額 木材の生産量及び価格 当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
附 則（昭和六三年一二月三〇日法律第一一一一號）抄		
（施行期日）		
第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。		
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）		

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第十三号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定によつて算定した額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法附則第二条第三項及び第四項の規定によつて算定した額」とする。

附 則（昭和六三年一二月三〇日法律第一一一一號）抄

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月一〇日法律第六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和六十三年度及び平成元年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第八条に規定する合併関係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適用がなかつたものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。

3 昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付すべき地方交付税でまだ交付していない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

4 前項の規定により同年度分の地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額に当該加算されることとなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定により同年度分の地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることができる。

5 前項の規定により、昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額を加算する前の地方交付税の総額から返還金等の額を加算した額とする。

附 則（平成元年六月二八日法律第三〇号）抄

測定単位	道府県	市町村	類	経費の種類	測定単位	単位費用
費	一 財源対策債償 還基金費	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	人口	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六 千円につき 六〇	円 六〇
二 地域振興基金	一 財源対策債償 還基金費	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	人口	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六 千円につき 六〇	円 六〇
測定単位の数値の算定の基礎	4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、地域振興基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができること。	○○	一人につき 一、 七六五	一人につき 一、 六〇	円 六〇	円 六〇
二 人口	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度ににおいて発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	人	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	人	千円	千円
附 則（平成元年一二月一三日法律第七八号）	この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。	附 則（平成二年三月二七日法律第二号）	この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。	附 則（平成二年三月三一日法律第一五号）抄	この法律は、公布の日から施行する。	1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

16 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (平成二年六月一二日法律第三十七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

測定単位	経費の種類	測定単位	経費の種類
市町村	道府県	市町村	道府県
財源対策債償 還基金費	昭和五十九年度及び昭和五十九年度の各年度の財源 対策のため当該各年度において発行を許可された地 方債の額	財源対策債償 還基金費	昭和五十九年度及び昭和五十九年度の各年度の財源 対策のため当該各年度において発行を許可された地 方債の額
千円につき 八七四	千円につき 八七四	千円につき 八七四	千円につき 八七四

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十九年度及び昭和五十九年度の各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円	千円につき 八七四
千円	千円につき 八七四	千円につき 八七四

附 則 (平成二年一月二六日法律第八四号)

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。	(施行期日)
（平成三年三月三〇日法律第七号）抄	

第一條 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とす。

附 則 (平成三年五月一日法律第四九号) 抄

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。
(土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

3 平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

測定単位	経費の種類	測定単位	経費の種類
市町村	道府県	市町村	道府県
一 土地開発基金費 二 地域福祉基金費 三 財源対策債償還 基金費	人口	一 土地開発基金費 二 地域福祉基金費 三 財源対策債償還 基金費	人口
人口 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	人口 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	人口 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	人口 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額
千円につき 九七八	千円につき 九七八	千円につき 九七八	千円につき 九七八

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他事情を参照して、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
一般公事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口
千円	千円	千円につき 八〇〇

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。	附 則	（平成三年一二月二〇日法律第九七号）
2 平成三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）と百億円との合算額を控除した額		
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）		

測定単位		測定単位の数値の算定の基礎	
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口
二 臨時財政特例等による改正後の法律(昭和六十年法律第三十七号)、国の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和六年法律第五十六号)、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるものとみなす。	例対策のため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に発行を許可された額による地方負担の増大に対処するため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	人口	人口
例対策のため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に発行を許可された額による地方負担の増大に対処するため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	例対策のため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に発行を許可された額による地方負担の増大に対処するため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	人口	人口

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政特例債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより補正することができる。	
人口	人口
○○ 千円につき 八七一	○○ 一人につき 三、〇
○○ 一人につき 一、六	○○ 一人につき 六四七
○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一

測定単位		測定単位の数値の算定の基礎	
道府県	道府県	道府県	道府県
市町村	市町村	市町村	市町村
一 土地開発基金費	二 地域福祉基金費	三 臨時財政特例債償還基金費	一 土地開発基金費
人口	人口	人口	人口
○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一

の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と百億円との合算額を加算した額とする。

附 則 (平成四年六月五日法律第七一号) 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。

3 平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則 (平成五年六月一〇日法律第五六号) 抄	
（施行期日）	この法律は、公布の日から施行する。
1 この法律は、公布の日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成五年度分の地方交付税から適用する。	この法律は、公布の日から施行する。
3 (地域福祉基金費の基準財政需要額への算入)	この法律は、公布の日から施行する。

測定単位		測定単位の数値の算定の基礎	
道府県	道府県	道府県	道府県
市町村	市町村	市町村	市町村
一 地域福祉基金費	二 地域福祉基金費	三 臨時財政特例債償還基金費	一 地域福祉基金費
人口	人口	人口	人口
○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一	○○ 一千円につき 八七一

1 附 則 (平成五年六月一六日法律第六七号) 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例により行われたものとみなす。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任) 第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一二月二二日法律第六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正による経過措置)

- 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成六年度分の地方交付税から適用する。
- (平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
 - 平成六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う道府県若しくは市町村に對して譲与される消費譲与税の額の減少による減収見込額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。
 - 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎による、算定するものとする。

(施行期日)		附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号)		抄	
		市町村	道府県	地 方 公 共 団 体 の 種 類	收 入 の 项 目
一 市町村民税の所得	一 道府県民税の所得	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等	減 収 見 収 込 額 の 算 定 の 基 礎	一 道府県民税の所得	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等
	二 消費譲与税	前年度分の消費譲与税の額			前年度分の消費譲与税の額
二 消費譲与税	一 市町村民税の所得	前年度分の消費譲与税の額	減 収 見 収 込 額 の 算 定 の 基 礎	一 道府県民税の所得	前年度分の消費譲与税の額
	二 消費譲与税	前年度分の消費譲与税の額			前年度分の消費譲与税の額

- この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
- (平成六年一二月二日法律第一一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項及び附則第九条、第十条第三項及び第十二条の規定並びに附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定に限る) 平成七年一月一日

二 略

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四条の三第一項及び

第五条第一項第五号の改正規定に限る)、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く)並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日

附 則 (平成七年一月一日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正による経過措置)

- 第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
- 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中 1 譲渡割 当該年度の譲渡割の課税標準等の額として自治大臣が定める額 2 货物割 当該年度の貨物割の課税標準等の額として自治大臣が定める額 合計と同表市町村の項中 1 譲渡割 前年度の譲渡割の課税標準等の額 2 货物割 前年度の貨物割の課税標準等の額 あはは

一とある。前年度の地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

一とある。前年度の地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

一とある。前年度の地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

(施行期日)		附 則 (平成七年一月一日法律第一号)		抄	
		市町村	道府県	地 方 团 体 の 种 類	收 入 の 项 目
一 消費譲与税相当額	一 収 入 の 项 目	前年度の消費譲与税の額	收 入 見 収 込 額 の 算 定 の 基 礎	一 収 入 の 项 目	前年度の消費譲与税の額
	二 消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の額			前年度の消費譲与税の額
二 消費譲与税の額	一 収 入 の 项 目	前年度の消費譲与税の額	收 入 見 収 込 額 の 算 定 の 基 礎	一 収 入 の 项 目	前年度の消費譲与税の額
	二 消費譲与税の額	前年度の消費譲与税の額			前年度の消費譲与税の額

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月二三日法律第四号) 抄

(検討)

(政令への委任)

第十三条 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四条の三第一項及び

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

(平成七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二百二十六号) 第一条の規定による改正後の地

改正法」という。) 第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六

度の減収見込額

二 地方税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第八十六条の第四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村民税に係る特別減税による平成七

年度の減収見込額

三 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見込額 前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という。)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県 市町村 体の種類	道府県民税の所得	收入の項目		減収見込額の算定の基礎
		割	割	
一 市町村民税の所得	一 道府県民税の所得 の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等	
二 消費譲与税	二 消費譲与税 の数及び課税標準等の額	前年度分の消費譲与税の譲与額	前年度分の消費譲与税の譲与額	

附則 (平成七年三月二九日法律第五〇号) 抄

1 (施行期日) 平成七年五月二二日法律第九七号

7 1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条第一項の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成八年二月一三日法律第三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年三月三一日法律第一三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成八年度分の地方交付税から適用する。

(平成八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成八年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定する。

算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第二百二十六号) 第一条の規定による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額

二 地方税法等の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十六号) 第一条の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額

前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という。)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県 市町村 体の種類	道府県民税の所得	收入の項目		減収見込額の算定の基礎
		割	割	
一 市町村民税の所得	一 道府県民税の所得 の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等	
二 消費譲与税	二 消費譲与税 の数及び課税標準等の額	前年度分の消費譲与税の譲与額	前年度分の消費譲与税の譲与額	

附則 (平成九年三月二八日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成十二年四月一日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十一年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十一年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。)をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税(第二条の規定による改正前の地方税法第百十三三条第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。)の収入見込額から第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額を、市町村にあつては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県 市町村 地方団体の種類	收入の項目	收入見込額の算定の基礎	
		旧特別地方消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
一 旧特別地方消費税	一 旧特別地方消費税交付金	前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額	

附則 (平成九年三月二八日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適用する。

(平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第三条の規定による改正後の地方財政法（昭和二十五年法律第二百二十六号）といふ。（第三十三条の第四項の規定により当該道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百一号）附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の合算額から地方消費税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあつては改正後の地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。）

1 附 則（平成一〇年一月三〇日法律第三号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日法律第一七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

(平成十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第四条 平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十五号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）以下この項において「平成十一年改正後の地方税法」といふ。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十一年度の減収見込額（以下この項において「減収見込額」といふ。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

二 平成十一年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収見込額（以下この項において「減収見込額」といふ。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」といふ。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準
二 不動産取得税	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

市町村民税の所得割
前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準
等の額

附 則（平成一〇年六月五日法律第九三号）
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入)

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	緊急地域経済対策費	人口	円 一人につき 一、八〇〇

市町村	道府県	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位
人口	緊急地域経済対策費	人口	人口	人口	人

附 則（平成一〇年一月一八日法律第一四六号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人口	表 示 単 位
市町村	緊急地域経済対策費	人口	人口	人口	人

2 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる
る収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算
定するものとする。

地方公共団体の種類

道府県	市町村	市町村民税の所得	道府県民税の所得	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数 及び課税標準等の額	減収見込額の算定の基礎
-----	-----	----------	----------	------------------------------------------	-------------

附則

(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限
る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に
限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)

並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条
の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条(ただし書)
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、

第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務) 第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前に

において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の
地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、
この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務
として処理するものとする。

(処分 申請等に関する経過措置) 第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附

則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等
の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際
現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条に
おいて「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事
務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律
の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の
相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報
告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続が
されていらないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、
これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報
告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものと
みなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置) 第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下こ
の条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ
の条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服
審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、
施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当
該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項
第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の委任) 第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討) 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき
る限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新
地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適
宜、適切な見直しを行なるものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則 (平成一一年一月一七日法律第一五四号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
次に各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する
法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条
二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一一年三月二九日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年三月三一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三一日法律第一三三号) 抄

2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適
用する。

第一条 この法律は、平成十二年三月三一日法律第一三三号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地
方交付税から適用する。

(臨時経済対策費の基準財政需要額への算入) 第二条 平成十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税
法(以下「法」という。)第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体

の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類

市町村	経費の種類		測定単位
	臨時経済対策費	人	
道府県	人	円	単位費用
市町村	人	円	単位費用
	一人につき 七九〇	一人につき 一、一八〇	
	人	人	表示単位

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位

人口
(官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口
(平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一一部の平成十二年度における交付))

額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則

(平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正等)

第四条 (施行期日)
附則 (平成一三年三月三〇日法律第九九号) 抄

2 前項の規定による改正後の地方交付税附則第五条の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(施行期日)
附則 (平成一三年三月三一日法律第二二号) 抄

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(施行期日)
附則 (平成一三年六月二九日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(施行期日)
附則 (平成一四年三月三一日法律第一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成一四年七月一一日法律第八八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十条第三項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三条第二項(第三十九条の規定による改正前の地方交付税法第

第十三条 第五十五条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十六年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、平成十五年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第五十五条の規定による改正前の地方交付税法第

十四条の規定の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (平成一五年二月五日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 中地方税法目次の改正規定(「/第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二第一項
七十二条の二十三の四)／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四第一項第七十二条の六十五)／」を「/第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の十二第一項第七十二条の四十九の六)／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七第一項第七十二条の六十五)／」に改める部分を除く)、同法第二十三条の改正規定(同条第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く)、同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五条の二第三項の改正規定(「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る)、同法第二十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条及び第三十三条の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三百十三条、第三百四十四条の二第一項及び第三百四十四条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十四条第三項、附則第三条の二第一項、附則第三条の三及び附則第五条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法附則第六条及び第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の改正規定(同条第一項に係る部分を除く)、同法附則第三十五条の二の改正規定(同条第五项及び第九项第二号に係る部分を除く)、同法附则第三十五条の二の二第一項の改正規定(「/附則第三十五条の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項」を「並びに附則第三十五条の二の六第二項」に、「附則第三十五条の二の六第二項」に改める部分に限る)、同法附則第三十五条の二の二の三から附則第三十五条の二の五までの改正規定、同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定(「第三十七条の二」の下に「、第三十七条の三」を加える部分に限る)、同項第五号の改正規定(「第四項第三号」を

〔第五項第三号〕に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第一項中」の下に「道府県」とあるのは「市町村」と、を加え、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める部分を除く。)並びに同法附則第四十条の改正規定(同条第十項に係る部分を除く。)並びに次条第一項、附則第三条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十一項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに附則第十条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定、附則第二十九条の規定(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第一号の改正規定(株式等譲渡所得割に係る部分に限る。)並びに同表市町村の項中第十八条を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える改正規定に限る。)、附則第三十条第三項及び第四項の規定並びに附則第三十七条の規定(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第三項の改正規定に限る。) 平成十六年一月一日

五 略

六 第一条中地方税法目次の改正規定(「/第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二ー第一項七十二条の二十三の四)/第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四ー第七十二条の六十五)」)を「/第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の十二ー第七十二条の四十九の六)/第三款個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七ー第七十二条の六十五)」に改める部分に限る。)、同法第十二条の五第一号、第十四条の九及び第十六条の四第十二項の改正規定、同法第十七条の五第三項の改正規定(「の決定」の下に「第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に對して課する事業税」、を加える部分に限る。)、同法第十九条の九第二項及び第二十条の九の三第五項の改正規定、同法第七十二条の二を同法第七十二条の二の二とする改正規定、同法第七十二条の改正規定、同条を同法第七十二条の二とし、同法第二章第二節第一款中同条の前に「条を加える改正規定、同法第七十二条の三の改正規定(同条第一項の改正規定(「又は同法」を「、社債等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)第二項第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。)を除く。)、同法第七十二条の四第十一項第三号の改正規定(「、労働福祉事業団」を削る部分に限る。)、同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定(「、通信・放送機構」を削る部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二第四項」を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の五の二から第七十二条の人までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四項の改正規定、同法第二章第二節第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改正規定、同条を同法第七十二条の二十二の二の改正規定、同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十四の八とする改正規定、同法第七十二条の二十四の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十四の八とする改正規定、同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の二十二の改正規定(同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。)を除く。)、同条を同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二十四の七とする改正規定(「第五十七条第十項及び第十一項、第五十八条第五項」を「第五十七条第十項及び第十一項、第五十八条第五項」に改める部分、「第五十八条第六项、第六十八条第六项」を「及び第六十八条第六项」に改める部分及び「及び第六十八条第六项」を削る部分に限る。)及び同条第二項の改正規定を除く。)、同条を同法第七十二条の二十三とし、同法第七十

二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定(同条第一項の改正規定(相当する額の事業税)の下に「(次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。)」を加える部分に限る。)並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。)、同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十一までの改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の四十二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。)、同法第七十二条の四十四から第七十二条の四五六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同条の次に五条、款名及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十三条の四第一項第十三号の改正規定、同項に二号を加える改正規定(同項第三十五号に係る部分に限る。)、同法第三百四十八条第二項第二号の四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加える改正規定(同項第三十九号に係る部分に限る。)、同法第三百四十九条の三第四十項の改正規定(「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。)、同法第四百四十七条第一項及び附則第三条の二第二項の改正規定、同法附則第九条第一項の改正規定(平成十五年三月三十一日)を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び同条第二項の改正規定(第七十二条の十四第八項第一号)を「第七十二条の二十四の二第二項第一号」に改める部分に限る。)、同法附則第九条の二、第九条の五及び第十二条の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「(昭和五十四年法律第四十九号)」を加える部分及び「附則第三十二条第六項」を「附則第三十二条第七項」に改める部分を除く。)並びに同法附則第四十条第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四条第一項、第四項、第六項及び第七項、第五条、第九条並びに第十二条第三項の規定期定、附則第二十九条の規定(地方交付税法第十四条第二項の改正規定に限る。)、附則第三十二条及び第三十三条の規定、附則第三十七条の規定(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項及び第三項の改正規定に限る。)並びに附則第三十八条第二項の規定 平成十六年四月一日 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法(以下この条において「新地方交付税法」といいう。)第十四条第三項の表道府県の項第一号(株式等譲渡所得割に係る部分を除く。)及び同表市町村の項第七号の規定並びに新地方交付税法附則第八条の二の規定は、平成十五年度分の基準財政收入額の算定から適用する。

2 平成十五年度分の地方交付税に係る基準財政收入額の算定に限り、新地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第一号中「前年度の配当割の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の配当割の課税標準等の額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第七号中「当該年度において」とあるのは「新增設事業所床面積を除き、当該年度において」とする。

3 新地方交付税法第十四条第一項、第二項並びに第三項の表道府県の項第一号(株式等譲渡所得割に係る部分に限る。)並びに同表市町村の項第九号及び第十号の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政收入額の算定から適用する。

4 平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政收入額の算定に限り、新地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第一号中「前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第九号中「前年度の配当割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とあるのは「当該年度の配当割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とあるのは「当該年度の配当割交付金の交付見込額」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定过大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定过大と認められる額については、なお従前の例によ

(平成十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第五条 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額（都にあつては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税減收調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額（特別区にあつては当該額に平成十五年度減税減收調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。一イから二までに掲げる額の合算額（都にあつては、当該合算額に特別区に係る第二号イからハまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等改正法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

ハ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取所得税の平成十五年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に對し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ホ 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十五年度の増収見込額

二イから二までに掲げる額の合算額（特別区にあつては二に掲げる額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

二二 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額

四 国土税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

五 ゴルフ場利用税交付金

六 自動車取得税交付金

三 不動産取得税

四 道府県たばこ税

五 ゴルフ場利用税

六 自動車取得税

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の法人税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 法人の行う事業に対する事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
三 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
四 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
五 ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取得税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

4 第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎によることができない又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

5 平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えたれた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十五年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、「たばこ税調整額の百分の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年度に限り、地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十

2 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

二 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増収見込額

二二 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額

四 國土税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

五 ゴルフ場利用税

六 自動車取得税

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

4 平成十五年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎によることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

5 平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えたれた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十五年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年度に限り、地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十

五年法律第十号)附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額とする。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一七号)抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第十二号の規定は、平成十七年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一八号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

(平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第五条 平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額(都にあつては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税減収調整額」という。)を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額(特別区にあつては、当該額に平成十六年度減税減収調整額を加算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額(都にあつては、当該合算額に特別区に係る次号からホまでに掲げる額の合算額を加算した額)からヘからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 地方税法等改正法の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)。以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 口 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額

ホ 改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 口 改正法の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

ト 同じ)の同年度の増加見込額を除く。)

ト 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町

村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

二

イ からヘまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びヘに掲げる額の合算額)からトからリまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ

ト 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額ハ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額ハ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対する課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額

見込額

二

地 方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額

ホ

地 方税法等改正法の施行による事業所税の平成十六年度の減収見込額

ト

地 方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の減収見込額

チ

所 得税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十六年度の増収見込額

リ

地 方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の増収見込額

ト

前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利用率
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数
3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	
一 市町村民税の所得割	減収見込額の算定の基礎
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 債却資産に対して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用率

九 自動車取得税交付金

前年度における自動車取得税交付金の交付額

4 平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準

財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条

条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額とあるのは「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十六年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額とあるのは「たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号子に掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額とあるのは「たばこ税調整額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて

読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号子に掲げる率を乗じて得た額、都に係る同号子に掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一六年五月二八日法律第六一號) 抄
(平成一六年五月二六日法律第五九號) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

(地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定及び第四条(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。)の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。

(平成十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第五条 平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて

て算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額(都にあつては、当該額から当該額に総務

省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税減収調整額」という。)を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額(特別区にあつては、当該額に平成十七年度減税減収調整額を計算した額)の百分の七十五の額を計算した額とする。

イ いかんこまでに掲げる額の合算額(都にあつては、当該合算額に特別区に係る次号イからニまでに掲げる額の合算額を計算した額)からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第一百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に對し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

チ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十七年度の増収見込額(特別土地保有税の平成十七年度の増収見込額を除く。)

ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額を除く。)

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額を除く。)

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額を除く。)

ト 地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十七年度の減収見込額を除く。)

二 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十七年度の減収見込額(特別土地保有税の平成十七年度の減収見込額を除く。)

ハ 地方税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の増収見込額を除く。)

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額を除く。)

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額を除く。)

二 道府県民税の法人税割

一 前年度分の法人税割の課税標準等の額

二 道府県民税の法人税割

三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利利用人員
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数
収入の項目	算定の基礎
一 市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 償却資産に対して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利利用人員
九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額
4 平成十七年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に對して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する算定の基礎によることができず又は適当でない認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。	5 平成十七年度分の地方交付税における都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政收入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定による改正前の法律第十二条の規定の適用については、同項中「軽油引取税の收入見込額（とあるのは「軽油引取税の收入見込額（都の所得割の收入見込額については基準税率をもつて算定した都の所得割の收入見込額から都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十二号）。以下この項において「平成十七年地方交付税等改正法」という。附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十七年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税所得割調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税地方消費税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税たばこ税調整額」という。）の交付見込額の百

分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「事業所税の收入見込額（特別区の所得割の收入見込額については基準税率をもつて算定した特別区の所得割の收入見込額に平成十七年度減税所得割調整額の百分の七十五の額を加算した額とし」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十七年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十七年度における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十二号）附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号ヘに掲げる額に当該率を乗じて得た額に当該率を乗じて得た額を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

附 則（平成一七年三月三一日法律第一五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一次及び附則第三条の規定 平成十七年四月一日
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政收入額の算定について適用する。

2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準財政收入額の算定については、第四十条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

附 則（平成一八年三月三一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第一条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定及び同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定 平成十九年四月一日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新交付税法」という。)第十
二条及び第十三条、附則第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の三並びに別表の規定
は、平成十八年度分の地方交付税から適用する。

新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月一五日法律第一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例)

第二条 平成十八年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができます。この場合において、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額を控除した額については、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成十八年度分の地方交付税の総額

二 イ 平成十八年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対し交付すべき

普通交付税の額の合算額

ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額(同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び平成十七年度分として交付すべき地方交付税の額の特例に関する法律(平成十八年法律第三号)に基づき平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)から当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額(以下「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を加える改正規定、第十条の三第一項、第十一条の各号に定める日から施行する。

五 から四まで 略

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三、第十二条の五、第十二条の一第一項、第十四条の九第一項第二号、第十六条の四第十二项、第十七条の二第一項、第十九条の九第二项第三号、第二十条の九の三第五项、第二十三条规定、第十一条の五、第十二条の二第一項、第十九条の九第二项第二号、第十六条规定、第十一条的各号に定める日から施行する。

四、第十二条の四号及び第二十四条の改正規定、第二十四条の二を第二十四条の二とし、第二十

四条の次に一条を加える改正規定、第二十四条の三、第二十四条の四及び第二十五条の改正規

定、第二十五条の二第三項の改正規定(証券業者等)を「金融商品取引業者等」に改める部

分を除く。)、第五十二条第二項第一号の改正規定、第五十三条第一項の改正規定(「第四十四

项」を「第四十五項」に改める部分を除く。)、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第

六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五項、第

四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六

項」を「第四十五条」に改める部分を除く。)、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第

六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五項、第

四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六

若しくは第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十
八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定(同条第三十六項の改正規定(第
四十一年)を「第四十二項」に改める部分を除く。)、同条第三十八項の改正規定(「第四十一
項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、第五十五条第五項及び第六十二條第一項の改正
規定、第二章第一節第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四目とする改正規定、第七十一
条の七及び第七十二条の改正規定、第七十二条の二の改正規定(同条第一項第一号ロの改正規
定(第二条第十九項)を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)及び同条第九項第四号の
改正規定を除く。)、第七十二条の二を第七十二条の二の三とし、第七十二条の二の次に一
条を加える改正規定、第七十二条の三、第七十二条の五第一項第五号、第七十二条の十二及び
第七十二条の十三の見出しの改正規定、第七十二条第六項から第三十一項までを削る改正規定、
第七十二条の二十三の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二条の二十四、
第七十二条の二十四の二、第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の六から第七十二条
の二十四の八まで、第七十二条の二十四の十一第一項及び第二項、第七十二条の二十五、第七
十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九第一項及び第二項、第七十二条的
三十第二項、第七十二条の三十一第二項、第七十二条の三十三第三項、第七十二条の三十三的
二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八第一項、第七十二
条の三十九、第七十二条の四十第一項、第七十二条の四十一、第七十二条の四十八、第七十二
条の四十九、三第一項、第七十二条の四十九の八第一項、第七十二条の五十一第一項、第二章第
二節第五款の款名、第七十二条の七十一、第七十二条の七十二、第七十二条の七十八第一項並
びに第七十二条の八との改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十三条の七第四号
及び第五号、第二百九十二条第一項第四号並びに第二百九十四条の改正規定、第二百九十四条
の二を第二百九十四条の二の二とし、第二百九十四条の次に一条を加える改正規定、第二百九
十四条の三、第二百九十四条の四、第二百九十六条、第三百十二条第三項第一号及び第三百二
十二条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二条の六第六項若しくは第
七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第
五項」に、「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」
を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税
額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五
項、第二十九項、第三十二項及び第三十四項、第三百二十一條の十一第五項、第三章第一節第
七款の款名、第三百三十五条、第三百四十三条第八項並びに第六百九十九条の四第二項の改正
規定並びに第七百三十四条第三項の改正規定(「第四十三項」を「第四十四項」に改める部分
を除く。)並びに附則第三条の二の二の次に一条を加える改正規定、附則第五条及び第八条の
四の改正規定、附則第九条第十項の改正規定(「第七十二条の十二第三号」を「第七十二条的
十二第二号」に改める部分に限る。)、同条第十二項の改正規定、附則第九条の二の改正規定
(同条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定(「附則第九条の二第二項」を「附則第九
条の二」に改める部分に限る。)及び同項を同条とする改正規定を除く。)並びに附則第九条的
三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条及び第十五条から第十七条までの規定
託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

イ からヌまで 略
ル 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第一条・第二条」を「第一条・第二条の
二」に改める部分及び「第八十六条の六」を「第八十六条の五」に改める部分に限る。)、同

第一百条、第二百五条、第二百十一条、第二百二十二条第二項、第二百二十三條、第二百二十七條、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十三条並びに第二百三十九条の規定並びに附則第二百五十二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

十四年法律第六十五号) 附則第九条第二項の改正規定(「障害者等に」を「障害者等に」と、「又は収益の分配の」とあるのは、「収益の分配又は剩余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当をいう。以下この号において同じ。)」と、「対応する利子又は収益の分配又は剩余金の配当」とあるのは、「対応する利子、収益の分配又は剩余金の配当」に改める部分に限る。)及び同条第五項の改正規定(「又は収益の分配」を「収益の分配又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは、「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは、「第一条」に改める部分に限る。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成一九年三月三一日法律第二二三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一九年三月三一日法律第二二二号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

(施行期日) **附 則** (平成一九年三月三一日法律第二二四号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一九年五月一一日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年度分の地方交付税から適用し、平成十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (平成一九年五月一一日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年五月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一九年五月二三日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一〇年二月一四日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一〇年四月三〇日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二〇年四月三〇日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

方交付税について(方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二一年二月一〇日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

³ 平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えた新地方交付税法第十四条第三項の

規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の譲与額との合算額」とする。

附 則 (平成二十二年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二十二年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年六月二十四日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月一七日法律第三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年三月三一日法律第五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一月三日法律第六三号)

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十二年度分として交付すべき地方交付税の特例)

第二条 平成二十二年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という)第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年度分の地方交付税の総額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年三月三一日法律第五号) 抄

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口
人	表示単位

第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（「許可を得たもの」の下に「（発行に於いて地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える部分に限る。）及び第二百二十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（平成二十三年八月三十日法律第一〇七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公

布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十三年一二月二日法律第一一六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年八月二二日法律第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二条及び第二十三条の規定 平成三十一年四月一日

三 略

四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定 令和二年四月一日
(第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第十八条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十五年三月六日法律第一号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年度における交付等)

2	平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一條に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付について、新法附則第十一條の規定にかかるらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支分交付税額及び四千九百十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。
第一條	この法律は、平成二十四年三月三十日法律第四号）抄 （施行期日）
第一条	この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
第二條	第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
第三條	平成二十四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一條の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
測定単位	地方団体の種類
人口	道府県
附 則（平成二六年二月一七日法律第二号）	市町村
測定単位の数値の算定の基礎	地域の元気づくり推進費
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口
表示単位	人

- 1 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 2 平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十六年度における交付等) 方交付税法(以下この項において「新法」という。)附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十五年度における地方交付税の交付については、新法附則第十二条の規定にかかるわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十五年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十五年度分の地方交付税の総額から新法附則第十二条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ 及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十五年度当初通常収支分交付税額(平成二十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五十三億二百四十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第一号)附則第二項の規定に基づき平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

(施行期日)
(平成一六年三月三一日法律第五号)抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。
(第一条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十六年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政收入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。
(第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (平成一七年一月一二日法律第一号)
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十七年度における交付等) 方交付税法(以下この項において「新法」という。)附則第十二条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額以外の額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額

以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第一項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十六年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号口に規定する。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十六年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ 及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十六年度当初通常収支分交付税額（平成二十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則 （平成二七年三月三一日法律第二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（平成二十七年四月一日）を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日

(政令への委任)

第二十七条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
(施行期日)
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
(平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成二十七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則 （平成二七年九月四日法律第六三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条
 (都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る)、第五十条、第一百九条並び
 に第一百十五条の規定 公布の日 (以下「公布日」という。)
 (政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する
 経過措置を含む) は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一月二六日法律第四号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十八年度における交付等)

2 平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律による改正後の地方交付
 税法 (以下この項において「新法」という。) 附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興
 特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の
 額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方
 交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に
 加算して交付することができる。この場合における平成二十七年度における地方交付税の交付に
 ついては、新法附則第十一条の規定にかかるわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二
 十七年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。
 一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の總
 額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額
 イ 平成二十七年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべ
 る
 ロ 平成二十七年度当初通常収支分交付税額 (平成二十七年度の交付税及び譲与税配付金特別
 き普通交付税の額の合算額)

口 平成二十七年度当初通常収支分交付税額 (平成二十七年度の交付税及び譲与税配付金特別
 会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税
 法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百
 五万六千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成二十七年法律第一
 号) 附則第二項の規定に基づき平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算
 された額の合算額をいう。) から返還金等の額 (当該地方交付税交付金の額のうち新法第二
 十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額を
 いう。以下この号において同じ。) を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を
 加算した額

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中地方税法附則第八条中第十一項を第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ
 繰り下げる。第六項の次に二項を加える改正規定並びに第六条 (地方税法等の一部を改正する法
 律 (平成二十七年法律第二号) 附則第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除
 く。) 並びに附則第三条第十二項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び第十二項の規定
 公布の日

二から五の二まで 略
 五の三 第七条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 並びに附則第三十七条、第三十七条の三第一
 項、第四十七条の二及び第四十七条の四の規定 平成三十一年四月一日
 五の四 第二条 (第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第三十
 三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の人の次に一条を加える改正規定並びに第
 九条並びに附則第四条第二項、第六条 (第六項を除く。)、第十二条、第十四条、第十七条第二

項及び第三項、第二十条 (第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三十五条 (次号に掲
 げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条 (税理士
 法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) 第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から
 第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元
 年十月一日

五の四の二 略 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

五の五 第七条の二並びに附則第三十五条 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百
 八十二条の改正規定に限る。)、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第四十七条の三及
 び第四十七条の五の規定 令和二年四月一日

五の四の二 略 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第五の五 第七条の二並びに附則第三十五条 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百
 八十二条の改正規定に限る。)、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第四十七条の三及
 び第四十七条の五の規定 令和二年四月一日

第一項

、自動車取得税

等の法律 (平成二十八年法律第
 十三号) 第二条の規定による改
 正前の地方税法 (以下この項及
 び第三項において「改正前地方
 税法」という。) に規定する自動
 車取得税

改正前地方税法第百四十三条

、地方税法等の一部を改正する
 等の法律 (平成二十八年法律第
 十三号) 第二条の規定による改
 正前の地方税法 (以下この項及
 び第三項において「改正前地方
 税法」という。) に規定する自動
 車取得税

改正前地方税法第百四十三条

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成
 二十八年法律第十三号) 第二条の規定による
 改正後の地方税法 (以下この項及び第三項に
 おいて「改正後地方税法」という。) 第百四
 十五条第一号に規定する環境性能割 (以下こ
 の項及び第三項の表道府県の項第九号の二
 1において「環境性能割」という。)

から改正後地方税法

項及び第三項、第二十条 (第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三十五条 (次号に掲
 げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条 (税理士
 法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) 第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から
 第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元
 年十月一日

五の四の二 略
 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

五の五 第七条の二並びに附則第三十五条 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百
 八十二条の改正規定に限る。)、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第四十七条の三及
 び第四十七条の五の規定 令和二年四月一日

五の四の二 略
 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一項		同法第七十七条の七	
十六		地方税法第七十二条	
第三項		並びに前年度の法人 事業税交付金の交付 額の算定に用いた	
項	市 町 村 の 表 市	市 町 村 の 表 市	市 町 村 の 従業者 数
一 号	第十 項	第十 項	市町村の従業者数として総務大臣が定める数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額
5	令和四年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	同法第七十二条 の七十六	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十 三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」 という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税 法第七十二条の七十六
六	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額	地方税法第七 十二条の七十 六	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により 読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
第三項の表 市町村の項 第十一号	市町村の従業者数 数値並びに 者数	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十八年度分の地方交付税から適用し、平成二十七年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。この場合において、第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧地方交付税法」という。）附則第十二条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額に係る旧地方交付税法附則第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第六条第二項」とあるのは、「当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十二条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額のうち、平成二十七年度内に交付しない額を除く。）」を、第六条第二項」とする。	（平成二八年三月三一日法律第一四号）抄	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	
第三項の表 市町村の項 第十一号	市町村の従業者数 数値並びに 者数	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十八年度分の地方交付税から適用し、平成二十七年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。この場合において、第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧地方交付税法」という。）附則第十二条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額に係る旧地方交付税法附則第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第六条第二項」とあるのは、「当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十二条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額のうち、平成二十七年度内に交付しない額を除く。）」を、第六条第二項」とする。	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)		
第三項の表 市町村の項 第十一号	市町村の従業者数 数値並びに 者数	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第三項の表 市町村の項 第十一号	市町村の従業者数 数値並びに 者数	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方法人特別譲与税の見込額として総務大臣が定める額」とする。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月一九日法律第七五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年二月八日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第三号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新地方交付税法」という。)の規定は、平成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第三号)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
附 則 (令和三年一二月二四日法律第八八号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)

第二条 令和三年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用		
			人口	円	人につき
市町村	一、臨時経済対策費	人口	千円につき	二七四	一、七
	二、臨時財政対策債償還基金費	人口	千円につき	〇〇	一人につき
	二、臨時財政対策債償還基金費	人口	千円につき	二七四	一、七
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎
一、人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口
二、臨時財政対策のため令和三年度において特別に起きたことができるよう努めて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、臨時経済対策費に係る測定単位の数値は、人口の多少による段階その他事情を参考して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。	地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとさす。	地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとさす。	地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとさす。	地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとさす。	地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとさす。

除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付ができる。

一、新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十二条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

二、イ及びロに掲げる額の合算額

イ、令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ、イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

道府県 市町村	臨時経済対策費		人口 一人につき 一、八〇〇	円 一人につき 一、八〇〇
	臨時経済対策費	人口		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		表示単位	
人口 (令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和五年度における交付)	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口	人	円
第三条 令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち法附則第十二条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。				
一 法附則第四条の規定により算定された令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額から法附則第十二条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額				
二 イ及びロに掲げる額の合算額				
イ 令和四年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額				
ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の三第一項の規定により令和四年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額				
附 則 (令和五年三月三一日法律第一号) 抄				
(施行期日) (施行期日)				
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)				
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和五年度分の地方交付税から適用し、令和四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。				
附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄				
(施行期日) (施行期日)				
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。				
附 則 (令和五年一二月六日法律第八三号) 抄				
(施行期日) (施行期日)				
第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)				
第二条 令和五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。				
類 体 地 方 団 経 費 の 種 類	測定単位	単位費用		

道府県		一 臨時経済対策費		人口	
市町村	二 臨時財政対策債	償還基金費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができる」とされた地方債の額	一千につき	九千円につき 二
測定単位	一 臨時経済対策費	二 臨時財政対策債	人口	一人につき	九千円につき 二
測定単位の数値の算定の基礎	二 臨時財政対策債	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができる」とされた地方債の額	一人につき	九千円につき 二	五千円につき 五〇
測定単位	一 人口 二 臨時財政対策 のため平成十六年 度から令和五年度 までの各年度にお いて特別に起こす ことができる」とさ れた地方債	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 (1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十 四号) 第三条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十三年法律第 百九号) 第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平 成十八年度までの各年度において起こすことができる」とされた地 方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五 号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にお い	人口	一千につき	九千円につき 二

規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こ

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律
(令和五)

第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の

規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすこと

（8）地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度

において起こすことができることとされた地方債の額

分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一條に規定す

別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて算出する。
新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の期間内に交付しないで、

を同年度内に交付しないで、新潟県第二项の当該年度の前全年度に付税でまだ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき地

て交付することができる。

条の規定により算定された令和五年度分として交付すべき地方交付税の
一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額

げる額の合算額

分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付する合算額

る合算額から三千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法

の規定により令和五年度分の地方交付税の総額に算入された額及び百五

(昭和六年三月三〇日法律第五号)
抄

、令和六年四月一日から施行する。

一部改正に伴う総述指置
定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」とい

年度分の地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方交付税につい

る基準財政収入額の算定方法の特例

分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収

三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十六号中「前年度予預」におけるのは「当該年度の航空機燃料譲予脱の譲予見込額として公

「上額」とあるのは、一當該年度の航空機燃料譲与税の譲与額を以て総額として算出するものである。

「譲り見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中

「付金の交付額」とあるのは、当該年度の地方消費税交付金の交付見込額額」と、同項第二十号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、

機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十

「環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」である。

る額」とする
和六年五月二九日法律第四〇号)
抄

卷之三

、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める目

1 生活保護費	1 町村部人口
2 社会福祉費	2 人口
3 衛生費	3 人口
4 こども子育て費	4 人口
5 高齢者保健福祉費	5 人口
6 労働費	6 人口
7 事業経済費	7 人口
8 農業行政費	8 人口
9 林野行政費	9 人口
10 地方税減収補填債償還費	10 人口
11 財源対策債償還費	11 人口
12 債償還費	12 人口
13 減税補填	13 人口

